

# 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【農業環境技術研究所】

## ○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22.12.7閣議決定）関係

（様式1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

## ○独立行政法人整理合理化計画（H19.12.24閣議決定）関係

（様式3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※1 様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10日9日現在の所管省庁の提出資料による。

※2 様式2で灰色になっているものは、平成24年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

# 「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	農林水産省
法人名	農業環境技術研究所

(平成25年7月1日現在)

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)等を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい。

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
<b>Ⅲ 資産・運営の見直しについて</b>	
<b>1. 不要資産の国庫返納</b>	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	● 第3期中期目標の策定にあたり、保有資産の見直しを行うとともに、中期目標においても「施設・設備のうち不要と判断されるものを処分する。また、その他の保有資産についても、利用率の改善が見込まれないなど、不要と判断されるものを処分する。」こととしている。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	● 法人においては、総務省及び財務省から示された方針に基づき、不要資産については原則として現物により速やかに納付することとしている。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	○ 上記に加え、知的財産については保有特許の必要性を随時見直すこととしている。平成24年度には国内特許1件の権利放棄を決定するとともに、4件の特許出願についてみなし取下げとした。
<b>2. 事務所等の見直し</b>	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	● 法人においては、契約の見直しやアウトソーシング等により管理経費の削減に努めているところであり、平成24年度から新たに実験廃水処理施設運転保守管理業務について複数年契約を実施した。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	該当なし。
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	● 中期目標において「施設・設備のうち不要と判断されるものを処分する。また、その他の保有資産についても、利用率の改善が見込まれないなど、不要と判断されるものを処分する。」こととしている。

<b>3. 取引関係の見直し</b> <b>① 随意契約の見直し等</b>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>● 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施している。</p> <p>【平成22年度】  (金額ベース(単位:千円))  一般競争等 1,180,855千円(60.9%)、競争性のない随意契約 757,566千円(39.1%)  (件数ベース(単位:件))  一般競争等 82件(31.7%)、競争性のない随意契約 177件(68.3%)</p> <p>【平成23年度】  (金額ベース(単位:千円))  一般競争等 737,176千円(82.0%)、競争性のない随意契約 161,535千円(18.0%)  (件数ベース(単位:件))  一般競争等 97件(74.6%)、競争性のない随意契約 33件(25.4%)</p> <p>【平成24年度】  (金額ベース(単位:千円))  一般競争等 1,175,445千円(89.4%)、競争性のない随意契約139,592千円(10.6%)  (件数ベース(単位:件))  一般競争等 82件(71.3%)、競争性のない随意契約 33件(28.7%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>—</p>
<b>② 契約に係る情報の公開</b>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長事務連絡)に基づき、平成23年7月以降に入札公告を行う契約について、法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開することとしている。</p> <p>なお、取組開始後から平成25年6月30日現在までの期間で公表に該当する契約はなかった。</p>
<b>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</b>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし。</p>

④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>○ 4法人(農研機構、生物研、農環研、JIRCAS)事務業務見直し連絡会での検討を基に、共通性の高い業務の一体的実施として、平成23年度では研修の共同実施を行った。平成24年度では調達関係として、つくば地区におけるコピー用紙、トイレトーパーの一括購入を実施した。平成25年度ではつくば地区における一般健康診断業務について一括で実施することとしている。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。  ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。  イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。  ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>● 一般競争入札等の競争性の高い契約方式への移行を推進しており、一者応札・一者応募の改善に向け、業務に支障のない範囲での競争参加資格の緩和や、入札公告期間の確保等の見直し等を行ってきている。その結果、平成24年度における一般競争入札等の割合は契約全体の89.4%(金額ベース)となっている。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>● 「公共サービス改革基本方針」(平成25年6月14日閣議決定)において、4法人の研究本館等(つくば地区)の清掃業務、警備業務及びエレベーター等保守点検業務の各個業務について、4法人で包括的に入札を実施し、平成27年4月から落札者による事業を実施することとされている。現在、4法人契約担当者等による検討を進めている。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	

4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>● 役職員給与については、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)に準じた給与規程改正の措置を講じており、平成24年4月から、俸給月額を引き下げ、平成26年3月までの間の給与減額支給措置等を実施している。</p> <p>また、役職員の退職手当については、「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)及び「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」(平成24年法律第96号)を踏まえ、国に準じて退職手当支給規程の改正を行い、退職手当の支給水準を引き下げるとともに、定年前早期退職特例措置の拡充及び早期退職募集制度の導入の措置を講じた。</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>● ラスパイレス指数は、事務・技術職員97.4、研究職員100.1(平成24年度)であり、国家公務員と同水準となっている。</p> <p>なお、給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、引き続き、国家公務員に準拠した給与規程に基づき支給することとし、検証結果や取組状況を公表することとしている。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>—</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>● 理事長、理事及び監事等の報酬については、毎年度公表しており、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表することとしている。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>● 給与水準については、監事による監査を行ってきており、今後も引き続き厳格なチェックを行う。また、評価委員会による事後評価においても、評価基準において「法人の給与水準は適切か。国の水準を上回っている場合、その理由が明確にされているか。」をチェックしてきており、今後も引き続き厳格なチェックを行う。</p>

<b>② 管理運営の適正化</b>	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	● 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費を除く。)については毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制をすることを目標に、削減することとしている。なお、一般管理費については、経費節減の余地がないか改めて検証し、適切な見直しを行うこととしている。
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	● 各経費及び諸手当は国家公務員に準じたものとしており、引き続きその適正化に努めることとしている。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	● 毎年度における業務経費の予算配分にあつては、合理性、効率性の観点から当該年度の予算配分方針を策定し、これに基づき各業務の事業量をベースに業務の実施状況等も勘案した上で、具体的な予算の執行に関する計画を作成し、業務の実施状況等を点検・精査することで合理化を図ることとしている。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	● 監査室を設置し、内部監査業務を的確に実施する体制を整備している。
<b>5. 自己収入の拡大</b>	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	● 中期目標において受益者負担の適正化等により自己収入の確保に努めることとしている。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	● 共同研究について、規程等を整備し、その受け入れ拡大に努めているところ。また、研究開発の一層の推進を図るため、委託プロジェクト研究費、競争的研究資金等の外部資金の獲得に積極的に取り組み、研究資金の効率的活用にも努めることとしている。
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	○ 知的財産権等の取得に際しては、実施許諾の可能性等を踏まえた権利化、研究成果の保全に向けた権利化など海外への出願や許諾を含めて戦略的に権利化等を進めるほか、保有特許の必要性を随時見直すこととしている。平成24年度には国内特許1件の権利放棄を決定するとともに、4件の特許出願についてみなし取下げとした。
<b>6. 事業の審査、評価</b>	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	● 研究内容について、自ら適切に評価・点検を行うとともに、その結果については、独立行政法人評価委員会の評価結果と併せて、的確に業務運営に反映させ、業務の重点化及び透明性を確保することとしている。自己評価にあたっては、外部専門家・有識者7名からなる評価委員会からの評価を踏まえて行っている。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	● 研究内容については、研究資源の投入と得られた成果の分析を行うとともに、農業その他の関連産業及び国民生活への社会的貢献を図る観点並びに評価を国際的に高い水準で実施する観点から、できるだけ具体的な指標を設定して評価・点検を行い、必要性、進捗状況等を踏まえて機動的に見直しを行うこととしている。また、主要な研究成果の利活用状況を把握・解析し、業務運営の改善に活用することとしている。

No.	61	所管	農林水産省	法人名	農業環境技術研究所
-----	----	----	-------	-----	-----------

## 【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術の基礎的な調査及び研究	共同プロジェクト研究の融合及び効率化	23年度から実施	「生物機能を利用した環境負荷低減技術の開発」「新農業展開ケムプロジェクト」「地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発」など、本省の複数のプロジェクト研究について、4法人（農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）が共同研究を実施していることや、プロジェクト研究以外でも4法人が研究連携についての包括的な協定を締結していることにかんがみ、4法人の研究や人員を一体化・融合してシナジー効果・効率化を図る。	2a	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4法人間における研究情報の交換、共同研究の調整等を効率的に進めるため、4法人の研究企画調整を担当する部長による研究連絡協議会を平成23年7月に立ち上げ、12月及び平成24年1月に開催した会合では、震災対応研究の連携や人材育成プログラムの改定等について意見を交換した。</li> <li>・研究分野毎に研究の進捗状況や推進方向について政策部局の評価を受けるとともに、その結果を法人の内部評価に反映させ、ニーズや進捗に合わせて研究課題を機動的に見直す態勢を整備した。</li> <li>・農水省委託プロジェクトとしては、24年度から、農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）と3件（ホットスポット水田除染、土着天敵、低吸収品種栽培）、農研機構および国際農林水産業研究センター（JIRCAS）と1件（生物学的除染）の共同研究を新たに開始した。</li> <li>・平成24年度には、農研機構とは「水田におけるメタン発生量の広域評価に関する研究」など7件の協定研究（4法人の研究連携についての包括的な協定に基づく共同研究）を、農業生物資源研究所とは「農業生態系に生息する昆虫・微生物等と農作物の相互作用の解析」など6件、JIRCASとは「イネにおけるリン酸欠乏並びに重金耐性に関する遺伝生理的解析」など2件の協定研究を実施した。</li> <li>・東日本大震災に対応するため、農研機構等との緊密な連携の下、農地の放射性物質汚染対策技術等の開発を重点的に実施している。</li> </ul>	4法人の研究連携については、今後とも積極的に推進する。

## 【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
02 組織体制の整備	23年度から実施	実用化につながる可能性の判断の厳格化による保有コストの低減及び技術移転活動の活性化による実施許諾収入の増加を図る（特許保有コスト：12万円、特許収入：23万円）。	2a	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特許の取得に際しては、実施許諾の可能性等を踏まえた権利化、研究成果の保全に向けた権利化など海外への出願や許諾を含めて戦略的に権利化を進めている。また、保有特許について、必要性の見直しを進めており、24年度には国内特許1件の権利放棄を決定するとともに、4件の特許出願についてみなし取下げとした。</li> <li>・実施許諾収入の増加に向けて、24年度も引き続き業界団体の研究会での講演、フェアやセミナー等のイベント、ホームページにおける保有知財情報の発信や保有知財を活用した民間企業との共同研究の推進等の技術移転活動の活性化に取り組み、新規許諾件数が1件であった。</li> </ul>	実施許諾収入の増加に向けて、引き続き業界団体の研究会での講演、フェアやセミナー等のイベント、ホームページにおける保有知財情報の発信や保有知財を活用した民間企業との共同研究の推進等の技術移転活動の活性化に取り組み。また、特許の取得に際しては、実施許諾の可能性等を踏まえた権利化、研究成果の保全に向けた権利化などを戦略的に推進する。さらに、海外への出願や許諾、特許保持の見直しについても戦略的に検討する。

## 【その他】

03 4 研究開発法人（農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）については、研究分野としてのまとまり、研究内容の関連性の強さを踏まえ、組織の在り方、業務の実施方法を抜本的に見直す。			<ul style="list-style-type: none"> <li>・4法人間における研究情報の交換、共同研究の調整等を効率的に進めるため、4法人の研究企画調整を担当する部長による研究連絡協議会を平成23年7月に立ち上げ、12月及び平成24年1月に開催した会合では、震災対応研究の連携や人材育成プログラムの改定等について意見を交換した。</li> <li>・平成23年6月に4法人の事務業務について、一体的に実施することにより効率的、効果的に行うことができる事務業務の抽出及び実施体制を検討し、研究支援業務の合理化を図ることを目的として、「4法人事務業務見直し連絡会」を設置した。また、連絡会に研修・セミナー専門部会及び契約専門部会を設置し、共通性の高い業務を対象に一体的実施が可能な業務の洗い出しを行った。この結果、研修・セミナー専門部会では、共同で実施可能な研修等を洗い出し、16件の研修等について共同実施の取組みを行った。契約専門部会では、平成24年度からの契約について、コピー用紙の購入とトイレットペーパーの購入の2件について、4法人で一括契約することとした。</li> <li>・この結果、平成23年度では、16件の研修等について共同で実施し、平成24年度では、研修等の共同実施を16件から18件に増加させ、契約関係では、コピー用紙の購入とトイレットペーパーの購入の2件について、4法人で一括購入を実施した。平成25年度では、つくば地区における健康診断業務について、4法人一括で実施することとしている。</li> </ul>	4 法人と農林水産技術会議事務局との連絡会議や意見交換会等を通じて、研究推進方向や研究環境などの情報を共有し、研究連携を深めるとともに、組織や業務の改善を図る。また、「4 法人事務業務見直し連絡会」等を通じて、引き続き研修・セミナーの共同開催や物品の調達を行うことにより、研究支援業務の合理化を図る。
--	--	--	--	--

No.	61	所管	農林水産省	法人名	農業環境技術研究所
-----	----	----	-------	-----	-----------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	事務及び事業の見直し	【農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的な調査研究】 他の研究開発型の独立行政法人、大学、都道府県及び民間との役割分担を図りつつ、農業生産環境の安全性を確保するための研究課題の重点化に向けた点検を平成20年度中に実施する。	1	平成20年度に中期計画の全研究課題を対象として点検を行い、農業生産環境の安全性を確保するための研究課題の重点化に向け研究課題の整理・再編を実施し、16の小課題を14に再編する等、点検結果について21年度計画に反映した。	措置済み
2	運営の効率化及び自律化	土地や建物の利用計画のない期間において、外部に貸し付けることが可能となるよう規程を整備し、財産貸付収入の増加を図る。	1	平成20年度に貸付に係る「遺伝子組換え植物の第一種使用等の隔離ほ場試験施設にかかわる運営要領」の整備を行い、平成20年度は貸付により1,418千円の収入を得た。今後とも土地や建物の利用状況調査と利用計画を精査し、利用計画のない期間については外部への貸し付けを実施することとしている。	措置済み
3		【自己収入の増大】 知的財産権の積極的な利活用を図るとともに、共同研究で外部資金を受け入れることができるよう規程を改正する（平成20年度施行）。	1	知的財産権の積極的な利活用を図るため、以下の措置を講じた。 ・内閣府や総務省などが主催する産学官連携推進会議や、茨城県主催のいばらき産業大県フェアなどの知財関係の各種イベント等において、民間や都道府県において実用化されうる研究成果を提示し、知的財産活用のための積極的な情報提供活動を実施。 ・実施許諾拡大に向けた取り組みとして、外部TLOの研究成果移転促進事業等を通じて、特許情報や共同研究に関する情報を広報。 ・外部からの寄付を積極的に受け入れることを可能とするために規程を改正し、Webサイトに募集記事を掲載。  また、平成20年に、共同研究における外部資金の受け入れ、秘密保持条項の追加を主旨として「共同研究実施規程」を改正した。	措置済み